

遺伝子組換え食品の検査について

<製薬衛生担当>

○遺伝子組換え食品とは

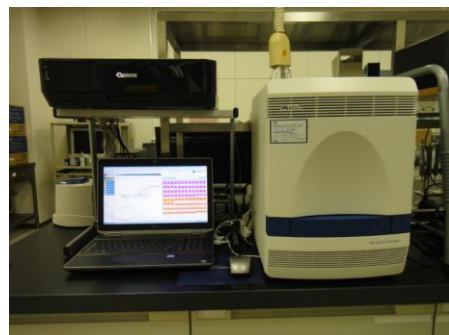
遺伝子組換え食品とは、他の生物から有用な性質を持つ遺伝子を取り出し、その性質を持たせたい植物などに組み込む技術を利用して作られた食品になります。除草剤に耐性的大豆、害虫に強いとうもろこしなどがあります。遺伝子組換え食品の安全性は、専門家で構成される食品安全委員会等で最新の科学的知見に基づき審査されています。その結果、安全性に問題がないと判断された食品だけが、国内で製造・輸入・販売できるようになっています。

○遺伝子組換え食品の表示

遺伝子組換え食品は、食品表示法により表示が義務付けられています。義務表示の対象となる食品は、大豆（枝豆及び大豆もやしを含む）、とうもろこし、じゃがいも、なたね、わた、アルファルファ、てんさい、パパイアの農産物（8作物）及び加工食品 33 食品群となっています。

表示方法は以下の3とおりの方法があります。

- (1) 「**遺伝子組換え**」（義務表示）
分別生産流通管理された遺伝子組換え農産物
 - (2) 「**遺伝子組換え不分別**」（義務表示）
分別生産流通管理されていない農産物（遺伝子組換え農産物が混じっている可能性がある）
 - (3) 「**遺伝子組換えではない**」（任意表示）
分別生産流通管理された非遺伝子組換え農産物
- ※詳細は「○参考」に記載の厚生労働省または消費者庁のホームページを参照



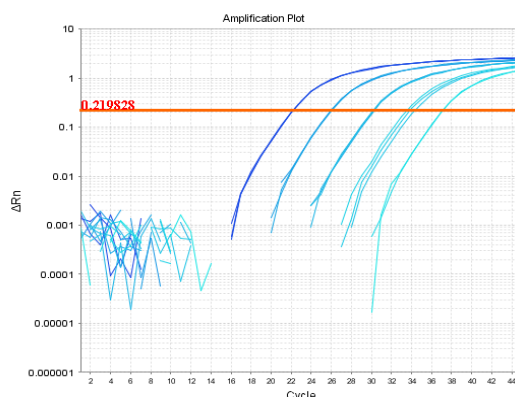
PCR 装置

○遺伝子組換え食品の検査

遺伝子組換え食品の検査には、遺伝子組換え農産物に特有のDNA配列を調べるPCR法や、遺伝子組換え農産物に導入された遺伝子によって発現する特異的タンパク質を調べるELISA法等が用いられています。

当センターではPCR法を用いて、平成20年度から遺伝子組換え食品の検査を実施しています。大豆やその加工食品を対象に毎年5～10検体検査を行っていますが、これまで表示違反となる検体はありませんでした。検査結果は表のとおりです。

今後も定期的に遺伝子組換え食品の検査を実施することにより、徳島県の食の安全・安心の確保に貢献していきたいと考えています。



PCR の増殖曲線

〔遺伝子組換え農産物に特有のDNA配列がある
と増殖曲線がこのような曲線になります。〕

表 遺伝子組換え食品の検査結果

年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29*	計
検体数	5	5	10	10	10	10	8	9	10	10	87
違反件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

*平成28年度までは大豆(RRS)のみ、平成29年度は3種類の大豆(RRS, LLS, RRS2)を対象に検査

○参考

厚生労働省 遺伝子組換え食品の安全性について

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/idsenshi/dl/h22-00.pdf>)

厚生労働省 遺伝子組換え食品 Q&A

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/idsenshi/dl/qa.pdf>)

消費者庁 食品表示について

(http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information)